

令和5年6月14日判決言渡し 同日原本領収 裁判所書記官
令和5年(ネ)第331号 代表役員の地位確認請求控訴事件
(原審・東京地方裁判所令和4年(ワ)第19636号)
口頭弁論の終結の日 令和5年5月1日

判 決

旭川市東旭川南1条六丁目8番14号

控 訴 人 芦 原 高 穂
同訴訟代理人弁護士 塩 谷 崇 之

東京都渋谷区代々木一丁目1番2号

被 控 訴 人 神 社 本 庁
同代表者代表役員 田 中 恆 清
同訴訟代理人弁護士 小 川 尚 史

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

(略称は原判決の例による。)

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 控訴人が被控訴人の代表役員の地位にあることを確認する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

控訴人(被控訴人の責任役員である。)は、統理の指名により被控訴人の代表役員に就任したとして、その地位にあることの確認を求めた。

原審は、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人が請求の認容を求めて控訴した。

2 当事者の主張等

前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

10頁5行目の冒頭に次のとおり加える。

「控訴人は、前提事実(4)記載の各役員会における審議を経て、統理が総長として控訴人を指名し、控訴人が承諾したことにより、総長選任の効力が生じたと主張するのに対し、被控訴人は、指名の前提として役員会の議決が必要であるのに、その議決がないとして、その効力を争っている。」

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求は理由がないと判断する。その理由は、次のとおり当審における控訴人の主張についての判断を必要な限度で付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1に説示するとおりであるから、これを引用する。

(当審における控訴人の主張についての判断)

1 控訴人は、被控訴人を宗教団体としての組織体と宗教法人としての組織体とに分けた上で、①宗教法人としての組織体については、庁規の定めが規律するが、宗教団体としての組織体については、上位規範である憲章及びこれを具体化した役員規程(甲7)が規律する、②役員規程7条2項は、「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する。」と定めるところ、そこにいう「役員会」は、事務決定機関ではなく、審議機関(宗教団体としての方向性を決めるための審議ないし協議のための機関)にすぎないから、役員会の議決は必要でなく、議決があっても統理の総長指名はこれに拘束されないと主張する。

しかし、その主張は採用できない。

昭和51年改正により、庁規上、統理は宗教法人の代表役員としての地位を失い、代わりに総長が代表役員を務めることになったが、これは、統理が世俗の紛争に巻

き込まれることを懸念したものであり、宗教団体内部におけるその地位は上記改正の前後で変わらないとみることも可能である（上記改正後も、憲章5条2項は「統理は、神社本庁を総理し、これを代表する。」と定めており、一見すると庁規と矛盾するような規定が設けられているのは、その表れともいえる。）。

しかし、仮にそうだととしても、本件訴訟において争われているのは、宗教法人としての被控訴人における総長の地位（対外的に代表権を有する代表役員の地位）であり、そうである以上、控訴人の主張によっても、その地位は庁規（現行庁規）の定めによって規律されるというべきである。そして、庁規12条2項（本件条項）は、「総長は、役員会の議を経て、理事のうちから統理が指名する。」と定めるところ、同条項における「役員会の議を経て」という文言が「議決を経て」という文言と同趣旨であり、役員会の議決により決定することを意味すると考えるべきことは、原判決を引用して説示したとおりである。このことは、統理が宗教団体内部において実質的な地位及び権能を有するか否かに関わらない。

控訴人の主張は、総長の指名を専ら宗教団体内部の問題と位置付ける点において自らの請求内容とも矛盾しており、その前提を欠く。

2 控訴人は、「臨時役員会」は5月下旬に開催される評議員会の直後に行われるが、その会議に出席するメンバーは、直前の評議員会において次期責任役員に選任された者であり、その任期は6月4日からであるから、会議の時点ではまだ責任役員の地位に就いておらず、また、この段階では、統理の行為を補佐すべき総長も存在しないのであって、その「臨時役員会」は、宗教法人の機関である責任役員による「役員会」とは質的に異なるものであるから、総長の指名に当たり臨時役員会の議決を経る必要はないと主張する。

上記主張のうち、総長が存在しないという点については、臨時役員会が開かれた時点で前任者の任期が満了していたかは不明である上、仮に任期が満了していたとしても、庁規13条1項により、後任者が就任するまでは、なお前任者が在任することになるから、いずれにしても総長が存在しないことにはならない。しかし、責

任役員については、証拠（乙4の1～4）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人においては、これまで、評議員会で次期責任役員を選任した後は、その任期開始を待たずに直ちに臨時役員会を招集して、次期責任役員による審議の下に、次期総長、副総長及び常務理事の選考を行ってきたと認められるところ、同臨時役員会が開かれた時点では、次期責任役員はまだ法律上は責任役員の地位になかったのであるから、その議決は、権限のない者らによってされたものであり、無効であるとする余地がある。

しかし、仮にそうだととしても、そのことは、役員会の議決を経ることなく総長を指名できるとすることの根拠にはならない。

また、控訴人は、総長の選任には役員会の議決は不要であるとしながらも、役員会における審議を経ることは必要であると主張しているところ、仮に控訴人の主張するとおり、臨時役員会が開かれた時点では次期責任役員がまだ責任役員の地位になかったとすれば、無権限者らによって構成される臨時役員会で議論をしても、役員会の審議を経たことにはならないから、控訴人を総長に選任するための要件が満たされていないことになる。そもそも、控訴人の主張するように「臨時役員会」が宗教法人の機関である責任役員による「役員会」とは異なるというのであれば、控訴人を総長に選任するために必要な役員会における審議自体がなかったことになるから、控訴人を総長と認める余地はないというほかない。

3 控訴人は、本庁事務決裁に関する内規（乙21）9条が「前条各号に掲げる事項」を統理の決裁事項とし、それらの事項については「然るべき議決機関又は委員会の決定にもとづき、又これらの議決機関又は委員会に附託されない事項については、総長の助言にもとづき、これを決裁する。」と定めているが、統理による総長指名は「前条各号に掲げる事項」に含まれないから、役員会の多数決に従わなければならない理由はないと主張する。

しかし、統理による総長指名は、同内規8条20号の「前各号のほか、役員会及び各種委員会の決議を必要とする事項」に該当すると認められるから、同内規9条

における「前条各号に掲げる事項」に含まれるのであり、したがって、控訴人の主張は前提を欠く。

控訴人は、上記内規2条1号において、決裁とは「統理（中略）が、その権限に属する業務の処理について最終的に意思決定を行ふことをいふ。」と定められているから、統理の決裁すべき事項について最終的な意思決定を行うのは飽くまで統理であるとも主張する。

しかし、役員会の議決に基づいて決裁すべきものとするのが内規の上記定めと両立しないと考えるべき根拠はない。

4 その他、控訴人が種々主張する点は、実質的に原審における主張の繰り返しであり、その主張が採用できないことは、原判決を引用して説示したとおりである。

第4 結論

以上によれば、控訴人の請求は理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がない。

東京高等裁判所第20民事部

裁判長裁判官

村 上 正 敏

裁判官

内 堀 宏 達

裁判官

寺 田 利 彦

これは正本である。

令和5年6月14日

東京高等裁判所第20民事部

裁判所書記官 伊藤 郁

